

参议院議員選挙

問 選挙管理委員会事務局

(〒189-0014 東村山市本町1-1-1、北庁舎1階)

投票日 7月10日(日)

午前7時～午後8時

投票できるかた

- 日本国民であること
- 平成28年7月10日現在、満18歳以上（平成10年7月11日以前生まれ）のかた
- 平成28年3月21日までに転入届を出し、引き続き東村山市に住んでいて選挙人名簿に登録されているかた
- 平成28年2月21日以降に転出届を出し、転出前に引き続き3か月以上東村山市にお住まいで、東村山市の選挙人名簿に登録されているかたのうち、新住所地の選挙人名簿に登録されていないかた

18歳から投票ができます

選挙権年齢が満18歳に引下げられてから、市で行われる初めての選挙です。当市では18・19歳の約3,000名が新たに投票できるようになります。

将来を担う若い世代の声を政治や社会が必要としています。あなたの想いを大切な一票として届けましょう。

入場整理券をお持ちください

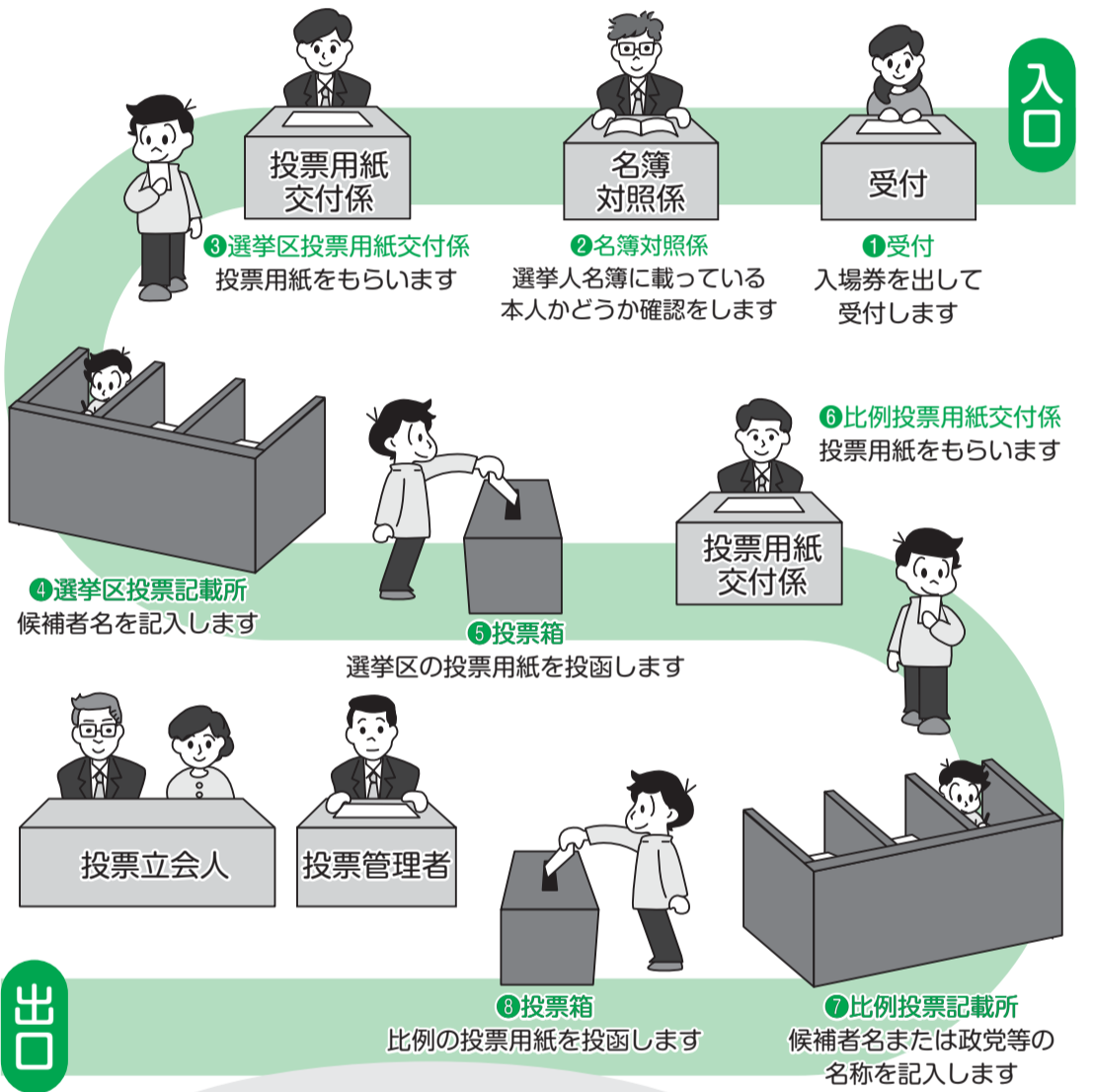
投票所入場整理券は6月22日(水)ごろ、世帯ごとに封書で郵送します。この入場整理券は、投票日時等の確認や事務処理を円滑に行うためのものです。投票日当日、本人が持参してください。

なお、入場整理券を紛失した場合や郵送で届かなかった場合でも、投票資格があれば投票できます。投票日当日、該当する投票所の係員にお申し出ください。

投票の方法

参议院議員選挙は東京都選出と比例代表選出の2つの投票があります。最初に「東京都選出」の投票を行い、次に「比例代表選出」の投票を行います。

- 東京都選出…薄い黄色の投票用紙に候補者名を記入します。
- 比例代表選出…白色の投票用紙に候補者名又は政党等の名称を記入します。



これからの国政の担い手を決める大切な選挙です。貴重な一票を大切にし、必ず投票しましょう。



明るい選挙キャラクター「選挙のめいすいくん」

最近転入されたかた

平成28年3月22日以降に転入届を出されたかたは、当市の選挙人名簿に登録されていませんので、当市では投票できません。前住所地の選挙人名簿に登録されていれば、前住所地で投票することができます。前住所地の選挙管理委員会へ確認してください。

市内で最近転居されたかた

平成28年6月3日以降に市内で転居されたかたは、転居前の住所地の投票所で投票してください。

在外投票

在外選挙人名簿に登録されているかたで、一時帰国した場合や、日本国内に住所を移したあと、国内の選挙人名簿に登録されるまでの間は、在外選挙人証を提示することで国内の投票方法（選挙当日の投票、期日

前投票、不在者投票）で次の投票所に限り投票できます。

期日前投票・不在者投票 北庁舎1階「第2会議室」
当日投票 第1投票所（市役所本庁舎1階）

選挙公報

選挙公報は投票日の2日前までにシルバー人材センターの会員により各世帯に直接配布します。

開票

日 7月10日(日)午後9時から
場 スポーツセンター
(久米川町3-30-5)